

株式会社 キタイスポーツクラブ 入会案内



株式会社 キタイスポーツクラブ

〒578-0942 大阪府東大阪市若江本町4丁目1-2 (本部教室)

<TEL> 06-6725-7606

<MAIL> mail@kitaisportsclub.com

<WEB> <http://www.kitaisportsclub.com>

阪奈教室 <TEL> 072-940-7255

長野教室 <TEL> 072-156-3939

天理教室 <TEL> (代理)阪奈教室

菱江教室 <TEL> 072-966-0005 (トランポリンハウス)

※レッスン中は電話に出られない場合がございます。

定休日



日曜日と祝日が基本的にお休みとなります。
その他、夏季休業、年末年始休業があります。

- ◆夏季、年末年始の休業日はその都度、事前にお知らせいたします。
- ◆大会や合宿、研修等でスタッフが出張する場合は臨時休業の場合もあります。
- ◆災害や事故が懸念される天候の場合はお休みとさせていただく場合がございます。
- ◆臨時休業になった際の振替レッスンはございませんので、予めご了承ください。

入会に必要なもの



①入会申込書

当クラブでお渡しできます。

②入会費用

申し込みコースにより値段が変動します。体験時または電話等でご確認下さい。

③身分証明書のご提示

運転免許証や健康保険証など。入会申込書の記載内容確認に拝見させていただきます。

④ゆうちょ銀行の口座（引き落とし希望者の方のみ）

月会費の口座振替（自動引き落とし）に必要です。

お持ちでない場合、月謝袋での場合は必要ありません。

※今後引き落としに移行する場合がありますので、その際はご協力下さい。

入会条件

会則とは別に下記項目への同意をするものとします。

- 後述の当クラブ会則に同意していただきます。
- 当クラブの宣伝・広報・記録資料用として、写真・映像の撮影とその撮影素材の使用を許諾するものといたします。

入会初期費用

	料金(税別)	備考
入会金	¥5,000～	退会された方が再入会する場合は1/2料金となります。 コースにより値段が違うコースがあります。
月会費	各クラスの月会費 スタート月と次月	自動引き落としの方は手続き完了後引き落とし開始となります。
指定服	夏服 上下 ¥6,000/税別 冬服 上下 ¥11,000/税別	指定服を着て練習となります。 季節により夏・冬両方購入していただきます。
年会費	¥3,500/年	年会費にはスポーツ安全保険の代金も含まれています。お支払い完了後の次週に手続き完了となります。
その他		教室により費用が異なる部分等があります。 詳細は体験時または電話等でお聞きください。

会費について

◆会費は前納制で翌月分を毎月 28 日に口座から引き落としさせていただきます。

(28 日がゆうちょ銀行の休業日の場合は翌営業日になります。)

※自動引き落とし希望の方のみ。

月謝袋の方は月末までに翌月分のお支払いをお願い致します。

◆1か月以上休まれる場合は休会制度がございます。休会中の月会費が 3,000 円(税別) となります。毎月 20 日までに申し出てください。

大会コース

◆各コースに大会出場のコースがあります。

実力が付いてきた、チャレンジ精神が出てきましたらご相談ください。

皆さん目標を持って練習していきましょう。

服装



- ◆指定の服装。
- ◆過度に金具や装飾品がついたものは禁止です。（ボタンシャツなども含む）
- ◆髪の毛を結ぶゴムなどは金具やプラスチック等が着いたゴムは避けてください。
- ◆運動中、目が隠れる恐れがあるため帽子の着用は避けてください。
- ◆トランポリンを跳ぶ時はくつ下、または専用のトランポリンシューズを着用してください。裸足は原則禁止です。
- ◆施設内は裸足かくつ下です。（体育館シューズは必要ありません。）

持ち物



- ・くつ下 ※濡れているもの、汚れが酷いものは避けてください。
- ・汗ふき用タオル ※暑くなる時期は必ずご用意ください。
- ・水分補給用ドリンク ※暑くなる時期は必ずご用意ください。

連絡に関して



- ◆当クラブから毎月20日以降に日程表を配布します。その他緊急連絡等は電話にてご連絡致しますので、入会時に連絡の取れる電話番号の記載をお願い致します。
- ◆欠席や遅刻の場合は電話か事前にお知らせいただけるとありがたいです。
※電話の場合、レッスン中は電話に出ることができない可能性があります。

施設のご利用に関して

◆駐車スペースが限られていますので、多く駐車できるよう配慮お願い致します。

◆鍵付きのロッカー等はございませんので、貴重品の管理はご自身でお願い致します。

◆レッスン前の早過ぎる到着は避けてください。

◆レッスン終了後は速やかに退室してください。

早過ぎる・お迎えが遅すぎる場合は別途費用を頂きます。

◆近隣は住宅がありますので、迷惑にならないようご配慮お願いいたします。

レッスン時の注意

◆スタッフの指示には必ず従ってください。

◆お子様が練習中に手を振ったり、声をかけたりしないでください。

集中力が低下し怪我の原因にもなります。

◆保護者の方が中に入っただけの見学は事前連絡が無い場合原則禁止となります。

◆保護者の方の見学頻度は適正回数で申請してください。

多すぎると判断した場合はお断りしています。

退会

◆2か月以上連絡無く休まれた場合は自動退会となります。

◆退会する場合は会費引き落とし手続きの関係上、当該月の19日までに申し出てください。

それ以降は翌月分の会費支払いが発生してしまいます。

◆月謝袋の方も同様に19日までの申し出となります。

◆19日以降の申し出の場合は翌月の大会手続きとなり、翌月分の費用がかかります。

ご注意ください。

第1条（定義）

本会則は「株式会社 キタイスポーツクラブ」（以下本クラブという）の会員ならびに本クラブに入会しようとする方に適用します。

第2条（目的）

本クラブは、本クラブ会員が本クラブの施設利用と指導により、技術の向上、心身の育成、健康維持、健康増進を図ることを目的とします。

第3条（会員制）

本クラブは会員制とします。

第4条（入会資格）

本クラブの入会資格は、以下のとおりとし、その項目全てに該当する方とします。

- (1) 各会員コースにおいて定める対象資格に該当する方。
- (2) 本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを本クラブに申告いただいた方。
- (3) 本会則に同意した方。
- (4) 暴力団関係者でない方。
- (5) 過去に本クラブより除名等の通告を受けていない

第5条（入会手続き）

1. 本クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより、入会手続きが完了します。

- (1) 所定の書類により入会申込手続きを行っていただきます。
- (2) 会員区分に従って第8条に定める諸費用等を本クラブに払い込みいただきます。

2. 未成年の方が入会しようとするときは所定の申込書類により親権者の同意を得た上で、申し込みいただきます。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第6条（諸手続き）

1. 会員は入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただきます。
2. 本クラブより会員の連絡先（住所、電話、メールアドレス）に通知する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、通知をもってその効力を有するものとします。

第7条（個人情報保護）

本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

第8条（諸費用）

1. 会員区分毎の諸費用は別に定めます。
2. 会員は別に定める諸費用納入期日までに、それぞれの諸費用を払い込みいただきます。
3. 会員は実際の施設利用の有無にかかわらず、会員資格喪失までの諸費用をお支払いいただきます。
4. 一旦納入した諸費用は、原則として返還できません。
5. 諸費用は毎月28日までに翌月分を納入するものとします。

第9条（会員資格の取得）

第5条の手続きが完了し、手続き時に定めた利用開始日が到来したときに、会員資格を取得したものとします。

第10条（会員資格の相続・譲渡）

本クラブの会員資格は他の方に相続・譲渡できません。

第11条（ビジター）

本クラブの一部の会員制度においては以下の条件を満たすことにより、会員以外の方（以下ビジターという）も、本クラブ諸施設を利用いただくことができます。

- (1) 会員の同伴。
- (2) 別に定める施設利用料の支払い。
- (3) 第13条の遵守。
- (4) 本クラブが許可した方。

第12条（その他会員以外の施設利用）

本クラブは、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方の施設利用を認めることができます。

第13条（諸規則の遵守）

会員は本クラブ諸施設の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。また、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第14条（禁止事項）

会員は、施設内にて次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷すること。
- (2) 他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発したり、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 法令や公序良俗に反する行為。
- (7) 刃物など危険物の館内への持ち込み。

(8) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、諜報行為。

(9) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。

第 15 条（損害賠償責任）

1. 会員が本クラブ諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本クラブは本クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。ビジターについても同様とします。
2. 会員同士の間を生じた係争やトラブルについても、本クラブは本クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第 16 条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブ諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により本クラブまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。ビジターについても同様とし、会員が連帯して責を負うものとします。

第 17 条（会員資格喪失）

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- ① 第 19 条に定める退会を申し出、本クラブがこれを承認したとき。
- ② 第 20 条により除名されたとき。
- ③ 会員本人が死亡したとき。
- ④ 第 21 条により入会手続きをした施設の全部を閉鎖したとき。

第 18 条（休会）

本クラブには休会制度があります。正当な理由により本クラブが認めた場合、申し出のあった翌月より月会費を 3000 円（税別）とします。

第 19 条（退会）

- 1 会員は自己都合により退会するときは、退会月の 20 日までに本クラブ所定の手続きを完了していただきます。期日を過ぎた場合、翌月分の会費の支払いが発生します。
- 2 会員が本クラブに連絡無く 2 か月間施設を利用しない場合は自動退会とします。

第 20 条（会員除名）

次の各号に該当する場合、本クラブはその会員を本クラブから除名することができます。

- ① 第 4 条の入会資格を喪失したとき。
- ② 本クラブの会則および諸規則に違反したとき。
- ③ 他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷し、本クラブに被害の届出があったとき。
- ④ 他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為があったとき。
- ⑤ 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
- ⑥ 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
- ⑦ クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品を持ち出したとき。
- ⑧ 法令や公序良俗に反する行為があったとき。
- ⑨ 刃物など危険物を館内へ持ち込んだとき。
- ⑩ 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、諜報行為を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
- ⑪ 諸費用の支払いを怠ったとき。
- (14) 法令に違反したとき。
- (15) その他本クラブが本クラブの会員としてふさわしくないと認めたと

第 21 条（施設の一時的閉鎖・一時的休業）

次の各号に該当するとき、本クラブは、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。事前に予定されている場合はその旨を告知します。但しこれにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- (1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3) 定期休業等による場合。
- (4) 施設スタッフが大会や合宿等の遠征により通常運営に支障をきたす場合。
- (5) その他重大な事由によりやむを得ないと

第 22 条（利用の禁止）

次の各号に該当するときは施設利用を禁止します。

- (1) 暴力団関係者である場合。
- (2) 集団感染するおそれのある疾病を有する場合。
- (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する場合。
- (4) 過去に本クラブより除名の通告を受けていた場合。
- (5) その他、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。

第 23 条（利用の一部制限）

次の各号に該当するときは施設利用を一部制限します。

- (1) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。
- (2) 医師から運動を禁じられているとき。
- (3) 妊娠しているとき。
- (4) 第 20 条に抵触する恐れがあると施設スタッフが判断し、注意・勧告を行う場合。
- (5) その他、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。

第 24 条（諸費用の変更ならびに運営システム変更について）

(1) 本クラブは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用について本クラブが必要と判断したときは変更することができます。

(2) 前項同様に施設運営システムを、本クラブが必要と判断したときは変更することができます。

(3) 前 2 項を変更するとき、本クラブは事前に、会員にこれを告知します。

第 25 条（会則の改訂）

本クラブは、会則等の改訂を行う事ができます。なお、改訂を実施するときは、本クラブは予め告知し、改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとします。

第 26 条（休業日）

日曜、祝祭日、年末年始、夏季休業、冬季休業の定休と施設スタッフが帯同する大会・合宿等の当日および翌日を臨時休業とします。年末年始、夏季休業、冬季休業、臨時休業はその都度会員に通知いたします。

個人情報保護方針

株式会社 キタイスポーツクラブ（以下「本クラブ」といいます）は、会員からお預かりした個人情報の重要性を認識し、以下の基本方針に基づき個人情報保護に努めてまいります。

1. 個人情報保護に関する法令等の遵守

本クラブは個人情報保護に関して適用される法令・規範を遵守し、本クラブが所有する個人情報の保護に努めます。

2. 個人情報の収集、利用

本クラブは個人情報の利用目的を明確にし、必要な範囲内で公正かつ適正な手段により個人情報の収集、利用を行います。主な利用目的は本クラブの運営、運営に関するプログラムや大会情報のお知らせ、宣伝、調査、データ集積、データ分析、各種大会・検定会の申し込み。その他前述に付随する業務の実施。

3. 個人情報の管理

本クラブは個人情報を保護するため、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等の防止に努め、適切かつ慎重に管理いたします。

4. 個人情報の提供

本クラブは個人情報を、正当な理由がない限り第三者に開示・提供はいたしません。

5. 個人情報の削除・変更

本クラブは個人情報につき、ご本人より情報の削除・変更のお申し出があった場合には、合理的な範囲で必要な対応をいたします。

6. 個人情報に対する社内体制

本クラブは個人情報保護のために組織体制を整備し、継続的な改善を行うよう努めます。

7. 個人情報保護方針の継続的な見直し

本クラブは個人情報を適正に利用するとともに、その保護を徹底するためにこの方針を継続的に見直し、改善を行ってまいります。

お問い合わせ・ご相談窓口



不明な点やもっと詳しく知りたい、その他ご相談などございましたらお気軽にご連絡ください。レッスン中は電話に出られない可能性があるのに加え、施設にスタッフが常駐しているわけではございませんので、メールもご利用ください。

電話番号	若江教室 06-6725-7606 阪奈教室 072-040-7255 長野教室 0721-56-3939 菱江教室 072-966-0005 (トランポリン教室) 天理教室 代理阪奈教室
------	---

電話をご利用する場合は・・・

年齢・性別・希望コース等わかる範囲で情報を教えてください。

メール、WEB サイトからの問い合わせをご利用の場合は・・・

携帯電話・スマートフォンのメールアドレスをご使用の場合、必ず上記の当クラブメールアドレスからのメールを受信できるように、迷惑メール設定を解除してからお問い合わせください。